

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

①総体的な意見（5件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	三市のごみ焼却量の推移、増減の理由、座間市・綾瀬市のとってきたごみ減量化策と海老名市が有料化・戸別収集を行う背景等を広く周知する必要がある。		ごみ減量化策導入に当たっての背景等については、引き続き周知を行っていきます。
2	パブリックコメント66件、自治会説明1000件余りの意見が基本方針にどう生かされているかわからない。 また、焼却量の目標値の決め方が妥当であるのか。		環境審議会の中間答申内容への意見については、その主な意見に対する市の考え方を広報や自治会回覧で周知しています。また、全ての意見は市ホームページで公開しています。これら意見に対する市の考え方や環境審議会からの答申も踏まえ、総合的な考え方として基本方針（案）を作成いたしました。どの事業にも言えることですが、賛成・反対意見がある中で、全ての意見が反映できるものではないと考えます。 また、焼却量の目標値については、高座清掃施設組合を含めた三市一組で策定する一般廃棄物処理基本計画で定めており、焼却量や人口の推移、市民アンケート結果などを踏まえ設定しています。
3	市民生活に思いを寄せて、説明責任を果たしつつ、大義の実現をしていくという行政の姿勢と対応を強く望みます。 ごみ有料化による市民の負担増のしわ寄せに対して市としての感慨・思いが微塵にも一切感じられない。市民に対して負担が増えるが、主旨を理解の上協力してほしいという内容が一言もない。それどころか、大義のために少くらの負担は我慢せよという上から目線の対応である。また、戸別収集にかかる費用等、市民に明らかにすべき内容が割愛されており、市としての説明責任を果たしていない。ごみ減量化は重要な課題と認識し、市の施策に協力したいと考えているが、市の市民との向き合い方に配慮のなさや説明責任の不足が見られ誠に残念。		海老名市では、現在建設中の焼却施設を20年・30年と長期に渡り安定したごみ処理を継続稼働させる必要があるため、施設や近隣住民への負担軽減などを図り、新たなごみ減量化策を今から講じる必要があると考えています。そのごみ減量化に有効な手法の一つとして有料化を挙げております。確かに市民の皆様には新たな負担（手数料）が生じる対策となりますが、将来を見据えたうえで、海老名市にとって必要な減量化策と考えておりますので、主旨ご理解の上、引き続きごみの減量化にご協力をお願いいたします。
4	市民へのゴミ処理問題広報について 市民の1割にせよ、無分別なゴミ処理が目に見えるようでしたら、まずやるべきは経済的圧力でなく、市民への広報・啓発活動でしょう。広報えびなを読むだけでは、ゴミ問題が切迫しているという認識は持てません。将来を見据えて地道に市民の意識を向上させる必要があります。ゴミ処理量の推移、燃やせるゴミをどう減らすかのアイデアなど、市民の自発的努力をさらに促してください。		海老名市では、今までも広報や自治会回覧、ホームページ、出前講座などごみの減量に対する啓発を行ってきており、今後も継続して市民への啓発活動を行ってまいります。今までも様々な減量化策を実施してきましたが、これまでの施策を継続・強化するだけでは、これ以上の減量は難しいと考え、新たなごみの減量化策として有料化も含めた基本方針（案）を策定したものです。
5	ごみ処理費用の一部として有料化された場合の一世帯当たりの年間負担額と戸別収集にかかる費用（新たに支出する税金額）が基本方針（案）に一切明記されていない。案が実施されると市民に経済的負担をかけるため、この2つについて明示すべき。 県内の戸別収集実施自治体の実績をみると、年間一人当たり4,300円。これを海老名市にあてはめ算出すると年間約5～6億円の予算増となり、市民の負担は増えます。市はすでに戸別収集モデル事業を実施しているのだから、そのデータを基に経費を算出すべき。今のままでは怠慢の誘りは免れない。		県内有料化実施自治体への聞き取り調査から、1人月額約140円の負担になるものと見込んでおり、ごみの量に応じた負担となることから、公平性も図られるものと考えます。 東柏ヶ谷二丁目と国分寺台4・5丁目で行ったモデル事業の結果、およそ1.5倍のコストがかかるという結果になりました。 市全体での戸別収集にかかる経費は、収集品目ごとの収集頻度や収集体制についても見直しが必要であり、それらを踏まえて必要経費を試算しているところです。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

②有料化賛成意見（3件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	ゴミ減量のための、資源ゴミ以外のゴミの有料化については、基本的に賛成いたします。庭木などの落葉・雑草について免除になるのもありがたいです。		ごみの有料化は、ごみの分別促進とごみの排出抑制の動機付けが働き、持続させることができるごみ減量化策であると考えております。
2	家庭系ごみの減量化策として有料化については大いに賛成です。分別しない人、収集日を間違えてごみを出す人等の対策になればと期待します。正しい分別で資源物として収集されるごみが増え、燃やせるごみ・生ごみが減る効果も確認できると考えます。		ご意見いただきましたとおり、燃やせるごみに入っている資源物を分別する動機付けが働くごみ減量化策であると考えております。
3	精査する点多いと思うが、基本的には有料化に賛成である。有料化実施について座間市・綾瀬市とも足並みを揃えるよう働きかけることが、高座清掃施設組合の維持管理や周辺市民の理解を得るには不可欠と考える。		ごみの減量化は3市共通の課題ですが、減量化の手法については各市で検討し、実行しています。海老名市は減量化策を考える中で、有効な手法として有料化・戸別収集を目指すこととしました。海老名市はごみ焼却施設の所在市でもあり、率先して減量を図る必要があります。その取り組み状況については2市へ情報提供します。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

③有料化反対意見(33件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	有料は反対。もし有料になる場合も海老名市だけなのは反対。		市では今までも様々な減量化策を講じてきましたが、これまでの減量化策だけでは、これ以上の減量化は難しいと考えています。「ごみの減量」に対する市民一人ひとりの意識の向上などが必要となることから、減量効果がある有料化を目指すとしたものです。
2	個人の負担が増える有料化には反対。有料化ありきで進んでいる。	10	ごみの減量化が喫緊の課題である現状において、市民のごみ減量化に対する動機付けが働き、かつ、持続性のある施策の1つとしてごみの有料化を挙げさせていただいております。ごみの有料化では、今まで税金で全て支払っていたごみ処理経費の一部をごみ量に応じた負担となるため、ごみを減らした分、自身が負担する経費は少なくなります。
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12	有料化を行わなければならないほど、海老名市は財政的に厳しいのか。	5	目的はごみの減量化です。減量による効果の一つとして、財政負担の軽減につながると資料で示したものです。
13			
14			
15			
16	ごみ処理は税金で行うべきであり、有料化は税金の二重取りではないか。	9	ごみ処理は自治事務であり、地方自治法により手数料を徴収できる事務となり、手数料の範囲は「合理的な裁量に委ねる」とされております。2円/ℓの手数料とした場合、ごみ処理経費に対する割合は約17%となり、ごみ処理経費の大部分は税金で賄われます。その割合からも合理的な範囲内であり、裁判例でも同様の趣旨の内容が述べられていることから、市も税の二重取りには該当しないと解釈しております。
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26	有料化によりごみの減量化が進むとは思えない。お金をたくさん払えばごみがたくさん捨てられるという者が増えると思う。	5	燃やせるごみと燃やせないごみを有料、資源物を無料することで、燃やせるごみと燃やせないごみに混入している資源物を分別する動機づけが働くものと考えております。
27			
28			
29			
30	ごみ処理費用は、容積とごみ質に応じてかかります。本当のごみ処理費用の公平性を有料化によって実現しようとするならこの2つを加味しなければならないため、市の提案しているごみ処理費用の負担の公平性は確保できないため、有料化はできない。		ごみ質は各家庭の生活状況などにより多種多様であるため、有料化でその点を考慮する場合には、排出段階でごみ質の統一化を図る必要があり、それを排出者に求めることは難しいと考えます。そのため、ごみの容積から公平性を確保しております。
31			
32			
32	有料化よりも先に、ごみの分別についての教育・啓発を実施すべき		小学生向けのごみに関する出前授業や地域の要望に応じた出前講座を現在実施しています。また、広報や自治会回覧なども用い、市民へのごみの減量化の周知を図っています。これからも周知啓発活動は継続していきたいと思っております。
33	袋の価格が1リットル2円となっているがこれは消費税込みなのか。		販売する指定ごみ袋は、手数料のため非課税の扱いとなります。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

④有料化の目的、効果、制度内容に対する意見(41件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1 2 3 4 5 6 7 8	手数料2円/ℓは高い。	8	ごみの減量効果、市民の受容性、近隣自治体との手数料水準のバランスを考慮し、本市では2円/ℓの手数料としています。
9 10 11	有料化によりごみの減量化が図れるとは思わない。	3	燃やせるごみと燃やせないごみを有料、資源物を無料することで、燃やせるごみと燃やせないごみに混入している資源物を分別する動機づけが働くものと考えております。
12	ゴミ袋に、名前を記入するのは断固反対。プライバシー保護を徹底して欲しい。		袋への記名式については、プライバシーの問題から、市全体のルール化は難しいと考えます。ただし、利用者全員の承諾がある場合には、地域でのルールとして実施は可能と考えます。
13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	有料化実施前に、ほかにやるべきことがあるのではないか。	10	市では今までも様々な減量化策を講じてきましたが、これまでの減量化策だけでは、これ以上の減量化は難しいと考えています。「ごみの減量」に対する市民一人ひとりの意識の向上などが必要となることから、減量効果がある有料化を目指すとしたものです。
23	名古屋市や横浜市などの政令市の方策を参考にすべき		ご提案いただいた市の取り組みについては、参考にさせていただきます。
24	生ごみは頻繁に排出することになるため、小さな袋も用意してほしい。		基本方針(案)では、5ℓの小さな指定ごみ袋も用意することとしています。
25 26 27 28	有料化により不法投棄や不適正排出が横行する。	4	全国的な調査では、有料化が起因する不法投棄の顕著な増加は見られないという結果もありますが、不法投棄の増加を否定できるものではありませんので、その対策も検討いたします。
29 30	ごみ袋のサイズを、市販で主に出回っているサイズとすべきではないか。（40ℓ袋の代わりに45ℓ袋の作成など） 現在4種類の袋としているが、30ℓの袋も取り扱ってほしい。	2	基本方針（案）では、先行市を参考に5ℓ、10ℓ、20ℓ、40ℓの4種類としたものです。
31 32	スーパー等がレジ袋削減を図っている中、有料指定袋を数百万枚作成するのは資源の浪費である。	2	海老名市は、指定袋を環境に配慮した自然に優しい材質を使った統一袋とし、レジ袋の削減なども図りながら、市民とともに環境負荷の少ない資源循環型の都市環境の構築を目指します。
33	戸別収集が有料化とセットにされているが、有料化ありきの海老名市政では、市民の支持は得られない。		ごみの有料化と戸別収集は別の制度と考えていますが、両制度を併用実施することで、ごみ減量の相乗効果があると考えています。
34 35	有料化により手数料を徴収することは、地方自治法第227条の「特定の者のためにする」に該当せず、違法ではないか。	2	裁判例においては、ごみ処理は地方自治法で定める自治事務であるとともに、排出者個人のためにする事務としての性格を有するもので、ごみ排出者の排出行為と自治体のごみ処理との間には直接的な受益があり、かつ、一対一の関係で対応しているとして、有料化に伴う手数料徴収は、地方自治法上の手数料の概念を超えるものではないとされています。
36	ごみ袋有料化にした場合の市民負担を明確にしていきたい。1世帯当たりの月額、年額負担額をどのくらいになると試算しているのか明らかにしていきたい。		神奈川県内で有料化を実施している4市からの聞き取りによると、平均負担額2円/ℓで1人1か月当たり約140円程度、年間1,680円程度となっています。
37	ごみ袋の有料化＝新たな市民負担を求めるのだから、市民の1割13,000人くらいの参加目標を掲げ、自治会や各団体に対し広く呼びかけて説明会を行ってほしい。		説明会については、一通り実施したものと考えております。9月から市長自らがごみの減量化を含めた市の施策について、タウンミーティングを実施しますので、その状況により判断をさせていただきます。

38	集合住宅に対して、指定ごみ袋の出張販売を行うことを提案します。高齢者支援と減量化の啓蒙活動の絶好の機会となり一石二鳥の効果がある。	ご意見として承ります。
39	ごみ袋月3枚まで無料、超えた分を有料化など、対策はあると思います。	一定量以上排出するごみに手数料を付加する「超過従量制」も検討しましたが、仕組みが簡潔で、運用コストも抑制でき、ごみ減量効果が持続しやすく、全国的にも一般的であるごみの排出量に応じて手数料が増加する「単純従量制」が望ましいと考えています。
40	答申で有料化が減量化の有効な手法とし、負担の公平性を謳っていますが、ごみは金持ち、貧困に関わらず一定のごみを排出するわけで、公平とは言い難く、貧困層には重く負担がかかります。決して公平ではなく逆進性です。	有料化で述べられている負担の公平性は、ごみの排出量に応じた公平性となります。しかしながら、ご意見にあるとおり、世帯によっては経済的負担が大きくなることも事実でありますので、一部の世帯を対象に減免措置を行うことも検討しております。
41	賛成・反対の意思確認の投票等を実施してほしい。	パブリックコメントや説明会で皆様からの意見を確認した上で、総合的に判断を行っていきたいと考えております。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑤有料化の目的、効果、制度内容に対する質問(14件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1 2	有料化を導入する理由は。	2	市では今までも様々な減量化策を講じてきましたが、これまでの減量化策だけでは、これ以上の減量化は難しいと考えています。「ごみの減量」に対する市民一人ひとりの意識の向上などが必要となることから、減量効果がある有料化を目指すとしたものです。
3 4 5	2円/ℓの価格とした理由は。	3	2円/ℓとした理由としましては、有料化によるごみの減量効果、市民の受容性、近隣自治体との手数料水準のバランスを考慮し、この価格となりました。
6	有料化を実施した場合の海老名市の手数料収入額、袋製作費、販売手数料、諸経費等の歳入・歳出の内訳をどのように試算しているのか。		有料化を含めた新たな減量化策を実施した場合、年間約4,400tの減量効果を見込んでおり、試算では手数料収入が約2億円となります。また、袋の製作、販売手数料、諸経費等については有料化導入をしている自治体の情報を参考にしながら試算を進めていきたいと考えています。
7	落ち葉や雑草等は無料となるとのことですが、内部が確認できる袋で出せば良いか。		落ち葉、雑草などの有料化対象から除外した品目の排出方法については、現在検討中です。
8	不法投棄等により公道に発生したごみの処理はどうすれば良いでしょうか。近くの公園のごみ捨て場にでも持って行けばよいのでしょうか。		公道上に排出された不法投棄につきましては、道路部署により対応いたします。
9 10	ごみ集積所への不法投棄が考えられるが、そのごみの対処は。また、不法投棄は午後から夜間に行われています。特に夜間のパトロールは実現可能なのでしょうか？	2	基本的には今までどおりシールを貼付し収集しません。このような状況を未然に防ぐため、パトロールの強化や地域・民間への協力を求めることが必要であると考えています。
11	環境にやさしい指定袋とあるが、どのようなものか。		有料化実施自治体の中には、原料にもみ殻を利用し、できる限り石油等の資源を使わない形で袋を作成しているところがあるため、そのようなものを参考として検討します。
12	ごみの減量により環境や処理施設への負荷軽減や財政負担の削減があげられていたが、現在ごみに関してかかる費用の具体的な数字が出されていないのは残念。まして、戸別収集となるとかなりの経費となることが想像されます。その金額について説明してください。		海老名市のごみ処理原価は年間約12億6千万円で、その内高座清掃施設組合への分担金は約8億円になります。戸別収集の経費については、その手法も含め検討中です。
13	他都市で有料化に移行した際に、マンションでトラブルが起きた事例があれば具体例を知りたい。		具体的なトラブルがどのようなものか意見から推測できませんが、有料化導入に伴うトラブルは把握しておりません。
14	ガラスや陶器類を有料化対象品目としている理由は。		現在、ガラスや陶磁器は資源化を図ることができず、燃やすことができないため、燃やせないごみとして有料化対象品目としています。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑥戸別収集賛成意見（2件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	戸別収集には一応納得し、賛成します。 集積所収集では、ごみの分別を無視した排出がされ、迷惑している。		戸別収集導入により、ごみが敷地内に出されることになるため、ごみに対する責任感が増し、分別指導が行いやすくなることで分別の徹底が図られると考えます。
2	戸別収集には、基本的には賛成します。 現在でも不法投棄や不適正排出が繰り返されているが、有効な対策は取られていない。		戸別収集導入により、ごみが敷地内に出されることになるため、ごみに対する責任感が増し、個人による不法投棄がされない管理方法の研究や分別指導による不適正排出の減少の効果が期待されます。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑦戸別収集反対意見（9件）

No.	意見の概要	同意見	回答
1	家庭系ごみの戸別収集制度には多くの問題があり反対します。 戸建住宅と集合住宅では、収集体制に差があり不公平である。	3	分別指導の強化というごみ減量化の目的から戸別収集の導入を考えていますが、導入により経費が増加することが考えられますので、そのバランスも踏まえ制度設計を行いたいと考えています。 また、集合住宅の集積所設置に対する一部補助などの支援策についても現在検討中です。
2			
3			
4	戸別収集に反対。交通の障害になる。		収集体制や収集頻度の見直しを行う中で、地域の交通事情も勘案しながら、検討を進めたいと考えています。
5	収集体制や頻度の見直しを行うとあるが、経費を考えて現在の収集システムを採用しているはず。燃やせるごみを戸別収集することにより経費が掛かるからという理由で収集回数を減らすことは納得いかない。		戸別収集導入により、収集体制や収集頻度の見直しが必要となります。現在、燃やせるごみについては収集曜日等の見直しがありますが現行と同じ週2回、燃やせないごみは週1回から月1～2回程度を検討しています。
6	玄関先にごみを置くようになると、玄関先が見苦しくなるため、今までの集積所収集を継続した方がよい。	2	戸別収集になることにより、今までごみ集積所で管理・清掃等を行っていたことを、各家で行っていただくことになり、ごみに対する責任感も生まれると考えています。
7			
8	高齢者など集積所へごみを排出することが困難な一部の者のみ戸別収集を行えば良い。	2	将来の高齢化を視野に入れ、市内全域での戸別収集を目指します。戸別収集導入の目的は、個別の分別指導を行うことができ、ごみ分別が促進され、ごみ量を減らすことにあります。付随する効果の1つとして、ごみ出し負担の軽減が考えられます。
9			

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑧戸別収集の目的、効果、制度内容に対する意見(29件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	資源物の戸別収集も早期又は今回の戸別収集と同時に行って欲しい。	4	資源物については、品目に種類があるため混載できず、収集車両を替える等の課題がありますので、これらが整理でき次第実施する予定となります。
2			
3			
4			
5	集合住宅だけ部屋の前まで収集に来てくれないのは、不公平に感じる。	2	集合住宅については、現在敷地内での収集を実施していますが、集合住宅の集積所設置に対する一部補助などの支援策についても現在検討中です。
6			
7	戸別収集する際に、玄関前などにごみが置けない。	3	敷地内にごみを置く場所がない場合、個別に相談に応じていきたいと考えています。
8			
9			
10	戸別収集時に狭くて車もすれ違えない道路で、ごみを出す場所に困るときや私道との境界がある場合などの状況に対して、細かいフォローをしてほしい。		地域によって収集条件等が異なるため、現地調査の実施や個別の相談などを行いながら、収集体制を確立していきたいと考えています。
11	戸別収集しない集合住宅等では、ごみの減量効果が発揮されない。		集合住宅の場合、集積所に出されたごみは居住者が排出したものと特定され、その範囲でポスティング等の指導が可能となります。
12	集合住宅の集積所に居住者以外の不法投棄のごみが出されるが、戸別収集を行うことにより悪化することが懸念される。	2	集積所の管理は、原則利用者等により行っていただくものです。不法投棄パトロールや地域や民間企業からの通報制度などを考えていますが、そのための具体的な制度等は、他市事例を参考にして今後検討していきます。
13			
14	袋に名前を記入してはどうかと思います。	2	袋への記名式については、プライバシーの問題から、市全体のルール化は難しいと考えます。ただし、利用者全員の承諾がある場合には、地域でのルールとして実施は可能と考えます。
15			
16	戸別収集により、コストや収集員の負担が増えることも考えられる。	3	戸別収集により収集の経費は増加します。ただし、今後の高齢化への対応として、ごみ出しへの負担軽減策は必要と考えます。今後、収集員の負担も配慮した収集の体制や収集頻度については、必要なコストを考慮した上で詳細な制度づくりを行っていきます。
17			
18			
19			
20	戸別収集により、コストが増える。	5	戸別収集により収集の経費は増加します。ただし、今後の高齢化への対応として、ごみ出しへの負担軽減策は必要と考えます。今後、収集の体制や収集頻度については、必要なコストを考慮した上で詳細な制度づくりを行っていきます。
21			
22			
23			
24	戸別収集は車両台数が増加するため、焼却場近隣住民の負担が増大する。	2	ごみの減量化が進んだ場合、ごみの総量が減るため、それに伴い搬入車両も減ると考えています。
25			
26	戸別収集は現在の人員、車両台数を増やさないと実現できない。想定費用をいくらで試算しているのか明らかにしてほしい。		戸別収集により収集の経費は増加します。ただし、今後の高齢化への対応として、ごみ出しへの負担軽減策は必要と考えます。今後、収集の体制や収集頻度については、必要なコストを考慮した上で詳細な制度づくりを行っていきます。
27	戸別収集の見返りとして、有料化を実施しているようにしか見えない。そうだとすると、戸別収集できない集合住宅は不利益だけである。		ごみの有料化と戸別収集は別の制度と考えています。両制度を併用実施することで、ごみ減量の相乗効果がある対策となっています。集合住宅の集積所設置に対する一部補助などの支援策についても現在検討中です。
28	道路が狭い場所の収集が多くなり、収集車の往来が多くなり、歩行者の通行に危険がある。		狭隘道路等は軽トラックで収集するなど道路事情に合わせ対応していきます。ご意見にあるような状況も考えられますので、事故防止等については細心の注意を払っていきます。
29	戸別収集実施につき、個別に賛否を問うべきでは。		パブリックコメントや説明会で皆様からの意見を確認した上で、総合的に判断を行っていきたいと考えております。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑨戸別収集の目的、効果、制度内容に対する質問(22件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1 2 3 4 5 6	戸別収集導入により、鳥獣対策はどのように行うことになるのか。	6	現在の集積所収集では、カラス等鳥獣対策などのごみの管理は、排出者（集積所の利用者）で行っていただいております。戸別収集になっても、ごみの管理は排出者に行っていただくこととなります。東柏ケ谷二丁目、国分寺台4、5丁目での戸別収集モデル事業においても、特に問題は出ておりません。
7 8 9	戸別収集導入により、収集は今まで以上に遅くなるのではないかと。収集時間を指定したり、前もって知らせることはできないのか。	3	戸別収集導入により、収集時間はさらにかかると予想されます。出来る限りスムーズに収集が行えるよう、収集体制等の見直しを行ってまいります。
10 11 12	戸別収集導入に伴う収集体制見直しにより、燃やせるごみなどの収集頻度が減ってしまうのではないかと。	3	戸別収集導入により、収集体制や収集頻度の見直しが必要となります。収集曜日等の見直しがありますが、燃やせるごみは現行と同じ週2回、燃やせないごみは週1回から月1～2回程度を検討しています。
13 14	高齢者、障がい者の雇用機会の創出とあるが、具体的にどのような業務を行わせることを考えているのか。また、できる業務なのか。	2	高齢者や障がい者の雇用促進については、戸別収集等による収集体制の見直しの中で、検討しているものです。具体的な業務内容については各々できる業務が異なることもあるため、課題を整理しながら検討してまいります。
15	国分寺台、東柏ケ谷で実施された戸別収集の実証実験の結果及びその検証はどのようになっているのか。		戸別収集を行うことで、どの程度減量化が図られるか実験を国分寺台と東柏ケ谷二丁目で行いました。国分寺台では13%程度の減量が図られましたが、東柏ケ谷二丁目は2%台でした。東柏ケ谷二丁目でも戸別収集を実施した年は、市全体でも3%程度ごみが減量していたので、戸別収集によるごみの減量効果とは言えないと考えられます。これは、東柏ケ谷はワンルーム集合住宅が多い地域であり、外食をする人が多く、ごみが出なかったとも推測されます。
16	今回の方針では、燃やせるごみと燃やせないごみはごみ袋が異なるが、両者合わせて1回の収集（同一日）と理解してよいか。		有料化対象品目である燃やせるごみと燃やせないごみは、袋の色を分け、それぞれ別々に収集することで考えています。
17	集積所がない集合住宅に対して、どのように土地所有者と調整するのか。		敷地内に集積所が無い集合住宅の場合、戸別収集時には改めて敷地内に居住者用の集積所を設けていただくこととなりますので、所有者や管理者、居住者と個別に調整を行います。
18	既に敷地内に集積所が設置されている小型、中型マンション、アパートについても収集方法に変更がないという事か。		集合住宅については、規模の大小問わず敷地内に設置されている集積所にゴミを排出していただくこととなります。
19	市内の集合住宅と戸建住宅の総戸数のデータはあるか。集合住宅の割合が高いと思うが、戸別収集の効果が低いのではないかと。		直近の国勢調査のデータによると、集合住宅と戸建て住宅の割合はほぼ同じとなります。集合住宅の場合、集積所にあるごみは居住者が排出したものと限定されるため、その範囲でポスティング等の指導が可能となります。
20	戸別収集実施後、自宅の前に不法投棄がされた場合の対策は。		不法投棄については、原則土地の所有者に対応してもらうこととなります。ただし、個別の相談には応じさせていただきます。
21	戸別収集すべきごみが、レジ袋等に入れられ集積所に出された場合、どのように対策を考えていますか。		基本的には今までどおりシールを貼付し収集しません。このような状況を未然に防ぐため、パトロールや地域・民間への協力を求めることも必要であると考えています。
22	敷地内に人が入ってくるのは、不安。また門扉など破損、汚れが発生する場合どう対応する？		戸別収集は、道路に面した敷地内にごみを置き、これを収集する方法ではありますが、必ずしも敷地に入らなければならないものではありません。ごみ出しの場所については個別に相談いたします。破損や汚損については、その原因が何であるかを究明した上で、必要な対応を行います。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑩減量化に対する意見、質問（21件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	人口増加により、ごみが増えるのは当然である。	12	一般的には人口の増加により、ごみ量は増加しますが、平成26年度までは人口が増加しながらも家庭系ごみは減量が図られていました。しかし、それ以降は増加傾向で、これまでの減量化策だけでは、これ以上の減量は難しいと考えています。市民一人ひとりの「ごみの減量」に対する意識向上が望め、減量効果がある有料化を目指すとしたものです。
13	減量化対策として、剪定枝の資源化の1点のみで、汚れた包装用ビニール、同紙等の資源化をどう具体化できるか、生ごみの肥料化、綿、布等、燃やせるごみをどう資源化すべきか深く検討したのか。		汚れた資源物は基本的にリサイクルができませんので、排出段階でできる限り汚れを取るなどの対応をしていただくしかありません。資源化については、現在できる限り行っております。
14	P.4 市民、自治体（海老名市）が努力すべきこと 市民は、さらに分別、特に、燃やせるごみの分別に努力する必要があります。 海老名市役所（自治体）は、他の自治体や世の中で行われているリサイクル、資源化の実施に努力する必要があります。有料化する場合、環境、教育、安全・衛生など、重要な事柄に弊害が出ないように十分考慮し、実施していく必要がある。		市民向けの分別に関する啓発は継続すると共に、他自治体で実施されている資源化の事例等についても研究していきたいと思っております。また、有料化導入に当たっては、問題が発生しないように十分な配慮を行ってまいります。
15	木屑の資源化を促進、無料化してください。		基本方針（案）では、木屑は燃やせるごみとし、有料となります。
16 17	一部の分別が不十分な者に対し、分別をしっかりと実施していただくよう、強く要請することが必要です。	2	分別が不十分な方への指導等については、引き続き実施してまいります。
18	資源ごみの売却益が非常に少ないと思う。市はもっとリサイクル、資源化が必要であるということであり、是非売却益が拡大するような対策を強く推進してください。		資源化＝売却益となるわけではございません。資源化するためには、収集した資源物に手を加える必要があるため、資源物によってはお金がかかるものもございます。資源化方法や資源化ルートの確立などは、引き続き研究してまいります。
19	資源ごみの分別推進のため自分の出した分別ごみが、どのように再利用され、どのくらい経済的・環境的効果を生んでいるのかを明確に認識することが、分別のモチベーションになると考えます。		排出される資源物がどのようにリサイクルされるかなどの周知啓発は引き続き行っていきたいと考えております。
20	生ごみを下水に直接流すことが出来ればごみの減量化が大きく進みます。補助金を出して海老名市全家庭にディスポーザーを設置する計画を推進します。ただし、下水処理能力に問題はないのかを明確にする必要があります。環境負荷を十分に検討し、問題があるようであれば、ディスポーザーの新規設置禁止をすべきです。（既存利用者に関しては生ごみ排出に対する意識も上がらず、ごみ有料化を回避することにもなるため不公平感解消のためディスポーザー利用税を導入する）		現在、開発に係る一部の大型集合住宅ではディスポーザー設置の義務付けがなされておりますが、全家庭への設置となると下水への負担等もあるため、難しいと考えています。
21	基本方針では、ごみ回収の有料化は経済的インセンティブと位置付けているが、マイナスのインセンティブは大きな反感を生む可能性が高く有効な対策とは言えません。市には60近くの自治会があり、その自治会ごとに一人当たりのごみ排出量をランキング形式で開示。さらに、上位自治会に報奨金等（プラスのインセンティブ）を行うことによりごみの有料化という安易な政策に頼らずにごみの減量化ができると思います。		市では今までも様々な減量化策を講じてきましたが、これまでの減量化策だけでは、これ以上の減量化は難しいと考えています。「ごみの減量」に対する市民一人ひとりの意識の向上などが必要となることから、減量効果がある有料化を目指すとしたものです。地域ごとに生活状況等が異なりますので、自治会ごとのごみ排出量を比較することが、必ずプラスに働くものではないと考えています。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑪剪定枝に対する質問、意見（1件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	剪定枝の資源化は可能であれば進めていただきたい。		基本方針（案）では、剪定枝は資源化するとしています。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑫今後の進め方、スケジュールに対する質問（1件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	有料化と戸別収集は、平成32年からの実施を要望します。今回の基本方針案は、従来と大きな変更があるため、市民の理解と納得できる状況を時間をかけて市が作り出していく責任があります。そのためには、31年秋では時期尚早であり、平成32年に延期すべきです。		平成31年4月に稼働予定の新焼却施設への負担をできる限り少なくすることや周知期間等を踏まえた結果、平成31年秋頃を実施時期と考えております。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑬他の2市などへの意見、質問(10件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1 2 3 4 5 6	座間市、綾瀬市は有料化を導入を検討しているのか。 有料化は、座間市・綾瀬市と足並みを揃えて実施すべき。 海老名市だけ負担が増える。二市も当然に負担を負うべき。 海老名市が焼却施設を持つ負担をしているのだから、座間市・綾瀬市の方が率先して有料化をするべきではないか。	6	ごみの減量化は3市共通の課題ですが、減量化の手法については各市で検討し、実行しています。海老名市は減量化策を考える中で、有効な手法として有料化・戸別収集を目指すこととしました。海老名市はごみ焼却施設の所在市でもあり、率先して減量を図る必要があります。その取り組み状況については2市へ情報提供します。
7	他市からのごみの受入に関して、他市の施策に直接関与することはできないので、ごみの受入市として綾瀬・座間からのごみの受け入れに関しては収集車1台くらいというような海老名市への乗り入れ費用の負担を求めることが、公平な負担と考えられます。		各市の高座清掃施設組合に対する分担金の多くはごみの搬入量によって算出されており、ごみ量に応じた公平な負担だと考えております。
8	三市が応分の負担をすることを前提に計画を立て、三市全体の取り組み状況を市民に知らせて議論するべきですが、説明資料などには海老名市の状況しか載っていません。		基本方針（案）は、海老名市におけるごみの減量化策についての内容ですので、海老名市の状況のみ掲載させていただいております。
9 10	綾瀬市、座間市もゴミ焼却場を建設する選択肢があっべきです。	2	新ごみ焼却施設建設に至るまでには、三市及び地元住民等と様々な協議を重ね、座間市・綾瀬市も候補地が挙げられましたが、市街化が進む中で設置場所の選定も困難であり、建設や運営には莫大な経費も掛かることから、市内本郷地区との合意により、引き続き現在の場所で3市広域処理することとなりました。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑭高座清掃施設組合、資源化センター、美化センター等施設に対する意見と質問(3件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1 2	人口増が進んでいる中で、新しい焼却施設の能力を縮小したことの理由は。	2	現在の焼却炉建設当時と現在の焼却量を比較すると、資源化が進んでいることもあり、焼却量は減っています。 施設の維持経費等も踏まえ、過度な施設とならないよう処理能力を決定しています。
3	焼却施設の耐用年数や経費の増加予測（組合や市の作成した目標は希望的数値であり、その数値を根拠に予算計画を作成するのは、現実的ではなくその数値に達していないから有料化するというのは行政の怠慢そのものであると言えます。）は償却費等を含み当初から想定されているものであり、当然焼却施設の建築費用も含んで計画されているはずで、新焼却施設が稼働すれば焼却費用低下が見込めるのでそれを理由に、ごみの有料化や受入れ単価の値上げを行う必要があるとは考えられません。		有料化や戸別収集を導入する目的は、ごみの減量化にあります。ごみの減量化を図ることで、焼却費用・ランニングコストの抑制も考えられ、今後使用し続けていく焼却施設へかかる負担の低減による施設の延命が図られます。 なお、基本方針（案）で示されているごみ減量化策は、有料化、戸別収集、剪定枝の資源化であり、受入れ単価の値上げという内容は含まれておりません。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑮減免制度等に対する意見、質問(3件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	低所得世帯に対する減免をお願いしたい。		経済的負担も考慮し、生活保護世帯などは減免措置を講ずることとしています。
2	手数料の減免対象者に指定ごみ袋を配布する方法が最良であるか。袋が不正に他の者に流れたり、不正に請求される恐れはないか。現金給付とした方が良いと考える。		減免対象者には、上限を設け指定ごみ袋を配布します。その代わりに手数料を現金給付するというご意見ですが、給付した現金が指定ごみ袋購入以外に使用されることが考えられますので、現物給付としています。
3	「免除となる対象」か「資源物の品目の剪定枝」のところに「刈込枝・葉・菜園残渣」と挿入明記してほしい。		刈込枝やそれらについている葉については「剪定枝」、枝等から離れている葉は「落ち葉」としています。 なお、「菜園残渣」は、落ち葉や雑草など人の意図に反して繁殖したのではなく、人為的に栽培したものであるため、燃やせるごみに含まれます。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑩現行制度等に対する意見、質問(9件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	「資源化可能な紙」とは何か定義と姿形などはどのようになっているのか。これを周知徹底することで、資源物の分別は促進されるのではないかと。		海老名市では、紙の日に排出してもらうものとして、ダンボール、新聞・折込チラシ、飲料用紙パック、本・雑誌類、ミックスペーパーを分別していただくようお願いしています。具体的な内容については、「海老名市資源とごみの分け方・出し方」に挿絵を交えながら記載がありますので、ご確認ください。
2	分別徹底のため、分かりやすいリーフレットの配布や転入転出の多い集合住宅の管理人に周知徹底の協力を依頼する。		転入出が頻繁にあり、市のごみ分別のルールが十分に行き届かない住居については、ポスティングや居住者用掲示板への掲示などアパートオーナーや管理会社と共同しながら、ルールの周知を引き続き行っていきます。また、転入者には分別ガイドを配布しております。
3	対象者に合ったリーフレット等の作成など、親しみやすく手に取ってみたいような説明書の工夫が必要である		地域などによりごみの問題もさまざまですので、ご要望に応じた看板等の作成を現在行っております。また、外国籍の方も海老名市に居住することが増えてきましたので、外国語版のガイドブックの作成についても検討してまいります。
4	現在のリサイクル率について知りたい。また、リサイクルした先についても知りたい。資源物回収については、合理化を進めることで今以上に経費削減を図れるのではないかと。住民意識を高めるために作業工程を明示し、協力を求める必要があると感じます。		平成28年度のリサイクル率は31.4%となっております。資源物がどのようにリサイクルされているかを知ることも、分別意識を高めることにつながると考えております。周知啓発等は続けていきたいと思っております。
5	生ごみ処理機購入に対して十分な補助金を出しているとのことでしたが、市民への周知が不十分であると思う。		現在、広報や自治会回覧、コミセン等での展示会などで生ごみ処理機購入に関する補助金の啓発を行っております。今後もこれを継続しつつ、新たな周知方法について研究してまいります。
6	製品の製造段階からごみにならないような工夫をすることを企業に働きかけるべきである。		製品の過剰包装によるごみの増加も考えられます。これについては、製造者や販売者の責任として対策を講じるよう、県に働きかけを行ってまいります。
7	粗大ごみの規格改定により、1m以上から51cm以上になり、市民に新たな負担をかけている。その上で有料化の更なる負担はたまらない。		昨年12月1日から一辺50cm以上のごみを粗大ごみとする規格改定を行いました。これは再利用できるものを増やし焼却量を減らすことを目的としたごみ減量化策として実施したものです。市でもさまざまな減量化策を講じてきましたが、これまでの減量化策だけではこれ以上の減量は難しいと考えています。「ごみの減量」に対する市民一人一人の意識の向上などが必要となることから、減量効果がある有料化を目指すものです。
8	ごみの処分方法、設備（焼却炉、収集車、その他）の改善、各種処分の効率化、行政サービスの改善、資源化の促進等、さらに推進していただきたい。焼却炉、収集車等の耐久性、処理能力等の改善を図る。結果としてごみの大きさが50cmより大きくても問題がなくなる可能性があります。行政サービスにつながり、実際に75cmまで許可している自治体もある。		現在、高座清掃施設組合の焼却炉は建設中です。設備については必要に応じて更新を行ってまいります。粗大ごみ基準の50cmについては、高座清掃施設組合の搬入基準に基づくものです。
9	紙、プラの分別がしづらい製品が多い。名前が記載された紙類、個人情報に関連する物は焼却物に回す。市の分別の考えは？ジュース等の紙パックやプラも中身も洗えないがどうすれば良いか？		名前が記載されたり、個人情報に記載されたりした紙類でも、資源化は可能です。現在はシュレッダー紙についてもミックスペーパーとして排出ができますので、個人情報管理も含めて排出方法をご検討いただきたいと思います。紙パックのジュースについては、切っていただき中身をゆすぐなどしていただければ、資源化が可能です。また、プラスチックもできる限り汚れを取り除いていただければ資源化可能です。汚れ等が取り除けない場合には、資源化できませんので、燃やせるごみに排出していただくこととなります。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑰事業系ごみに対する意見・質問(11件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	家庭系ごみだけでなく、事業系ごみも増加していることから対策を行うべき。 事業系ごみ増加は、まちの賑わいが原因である。	11	まちのにぎわいなどによって、事業系ごみも増加しています。 この削減も必要なことから、事業系ごみの減量化策について環境審議会で審議を行っています。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）まで

総意見数：244件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑱その他の意見・質問(27件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	ボランティア掃除していますが、そのゴミを捨てるのに指定収集場所が遠いととても困ります。		指定収集場所については、ボランティア清掃実施の際に実施される方方で決めていますので、皆さまで排出しやすい場所をご検討ください。
2	毎週ボランティア清掃の申請をしなければならないのでしょうか？		現在のボランティア清掃の取扱いについては、事前申請としておりますが、年間計画書等による一括申請でも承っており、実施後は職員による収集のため、収集場所の確認とごみの量の報告をいただいております。また、有料化導入に伴い必要な取扱いの変更など適宜対応を行います。
3	今回のゴミ有料化を機に、タバコのポイ捨て撲滅も含め、路上喫煙禁止条例とゴミのポイ捨て禁止条例の2つも同時施行し、あらゆる不法投棄の抑止策をこのタイミングで講じるべきです。		ごみや吸い殻のポイ捨てについては海老名市まちの美化に関する条例により、不法投棄については廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰則規定が設けられております。また、海老名駅周辺の路上喫煙防止についても、パブリックコメントを行っております。不法投棄等への対策は、不法投棄が行われないような環境作りが重要であると考えております。パトロールや地域や民間企業による通報などの不法投棄対策を検討していきます。
4			
5	目標値の設定は、十分に精査されたものであるか。現在の人口増は十分に考慮されているのか。		
6			
7	目標値が不明確である。	6	年間焼却量の目標値は一般廃棄物処理基本計画で設定しており、目標値算出に当たっては、海老名市人口ビジョンによる推計をベースに焼却量等を踏まえ検討し、計画の中間目標年度である平成33年度と最終目標年度である平成39年度の目標を設定しました。目標達成までの年度推移についても本計画の資料において記載しております。
8			
9			
10	各年度の人口増の推移との関係をどのように関係づけているのか。1人当たり燃やせるごみの目標値を31年度としているが、なぜ中間目標年度の33年度としていないのか。		全体計画の目標年度は33年度としていますが、一人当たりの目標値は途中で設定したため、違いが生じています。
11	市民に協力団体を組織してもらい、ごみ出しのPRに努めるなどの推進機関を設けるのもよい。		民間団体などと協力を行いながら、周知啓発活動を行うこともごみ分別を促進するための方策の1つと考えられます。
12	市民の意識改革を求めるのではなく、市民が自然に納得して新しい分類に対応して排出するような周知活動が必要。HPや広報、転入手続時に窓口で配布するなどが有効と考える。		海老名市では、今までも広報や自治会回覧、ホームページ、出前講座などごみの減量に対する啓発を行ってきており、今後も継続して市民への啓発活動を行ってまいります。また、転入手続の際にはごみ分別の内容がわかる「海老名市資源とごみの分け方・出し方」を配布しております。
13	平成13年から平成16年にかけての4年間、みずほハイツ自治会、国分寺台第6、第7町内会、中新田第2自治会第9町内会の協力を得て実施していた「生ごみ減量化調査研究委託事業」を海老名市が中止させたということですが、この事実を知っていますか。生ごみを堆肥化することで、「ごみの有益化」を図り、もって「ごみ処理経費の削減」を図ることになるのではないのでしょうか。		生ごみは唯一自己処理ができるものです。水を切ってもらっただけでも減量化に十分効果はありますが、各家庭で生ごみ処理機を使用いただくことでも堆肥化や減容化が図れ、市としても推奨し、補助制度を設けています。なお、堆肥化については、成分が安定しないため、生産者の受け入れは難しいと判断しています。
14	賑わいのある街づくりにひた走るのは危険である。今こそ立ち止まって考えなおすべきではないか。個性のある住みよい街には適正規模がある。海老名のまちは人口増対処するには都市近郊農業をつぶすに等しい水田を埋め立て造成するしかない。		ご意見として承ります。
15	増え続けるごみの主な要因は西口開発にあり、市の税金の最優先の使い道である「ごみ処理費用」は新たな住民や事業者の納める税金を充てれば良い。西口開発の恩恵の薄い従来からの住民に新たな負担を求めるというのは納得がいかない。		従来からの住民と新たな住民との間で、税金の使い道などの個別の差を設けることはできません。ごみ量に応じて、ごみ処理経費の一部を負担してもらうことで負担の公平化が図られるものと考えています。

16	環境審議会について、今回のごみ問題の審議にあたり、賑わいのある街づくり（人口増）を目指している市の施策が「緑豊かな、環境を維持できる都市経営」という観点から問題がないか検討がなされたのか。		資源化については、資源の有効活用や燃やせるごみの減量化により環境への配慮がされているものと考えています。
17 18	職員が各世帯に訪問し説明することが必要である。	2	全世帯への説明は現実的に難しいですが、可能な範囲で周知してまいります。
19	外国人、高齢者、障がい者については、所管部署と協力して説明する。		外国籍の方への対策として、分別ガイドの多言語版を作成・配布することや必要に応じ、福祉関係部署と連携を行いながら周知啓発を行ってまいります。
20	今まで各種の試験、テスト、他市の分析を行っているため、市民に説明する。現清掃工場の見学も実施して、まず工場がどこにあるか近くの住民が大変協力してくれていること。他市（藤沢、寒川）の人達も大変関心を持っている。		ごみに関係した情報提供を継続することで、ごみに関心を持っていただくことも、ごみの減量化につながるものと考えています。新しいごみ処理施設についても、一般の方も見学できる施設になっています。
21	資料が不十分。家庭系、事業系の年度別排出量、割合、実績と目標値をわかりやすく資料提供していただきたい。		今後は見やすく理解しやすい資料づくりに努めてまいります。
22	市民の情報共有化のためHPのq&aで返答してください。		パブリックコメント等でいただいた意見への回答については、ホームページで公開いたします。
23	平成31年秋が実施目途とあるが、住民が納得いくよう何度も説明会の実施を希望する。		有料化や戸別収集の方針が固まった場合には、その実施内容について、自治会等に対し丁寧な説明を実施してまいります。
24	市民アンケート等を行い市民の理解度を図っていただきたい。		パブリックコメントや説明会で皆様からの意見を確認した上で、総合的に判断を行っていきたいと考えております。
25 26	基本方針案が市役所か説明会かインターネットでしか見ることができないのは情報提供として不十分。広報に基本方針案を紹介して知らせるべき。	2	今後の周知方法については、できる限り皆様に行きわたるよう努めさせていただきます。
27	集合住宅や開発要綱が施行された後の地域を除きごみ集積所を市の指導で整備してください。		集積所設置については、開発に係る案件は条例により指導等可能となるのに対し、それ以外は地権者による土地利用の方法によります。出来る限り、地権者等との調整を行いながら設置等について進めていきたいと思っております。